

第

6

章

計画の推進にあたって

計画の推進にあたって

1 計画の推進体制

歯と口の健康づくりの取組みは、保健、医療、福祉、教育などの施策と深く関連するため、関係部局と相互に連携を図りながら取り組むとともに、家庭、地域、学校、企業、ボランティア、行政など各種団体が協議・連携しながら基本理念の実現に向けて推進していきます。

また、今後、国、県において実施される歯と口の健康づくりに関する様々な施策や社会環境の変化を受けて、本市において対応すべき課題も刻々と変化していくことが予想されます。このような状況に対応するため、適時適切に新しい課題への検討を進めるとともに、柔軟な対応をしていきます。

2 計画の進捗管理

計画をより実効性のあるものとして推進していくため、指標を始め、基本方針別計画の進捗状況を把握しながら取組みを進めていきます。

また、公衆衛生の向上及び市民の健康と福祉の増進について、市民協働参画で協議する場である豊橋市健幸なまちづくり協議会、豊橋市健幸なまちづくり協議会歯科保健推進部会などで計画の進捗管理、分析、評価を毎年度行い、効率的かつ着実に推進していきます。

